



## 年金

国民年金保険料の口座振替は「早割」がお得です！

保険料を当月末の口座振替（早割）にすると、月々50円のお得です。

しかも、現金納付と違って毎月銀行などの窓口で保険料を納める手間がなくなります。

お得で、便利・安心・確実な口座振替をぜひご利用ください。

		10月分	11月分	12月分
毎月、現金で納める場合	保険料	13,860円	13,860円	13,860円
	支払い日	(翌月末支払)	(翌月末支払)	(翌月末支払)
11月から口座振替で早割にした場合	保険料	13,860円	13,810円	13,810円
	引落日	(10月分11月分を、11月末に引落)	(12月末引落)	

※ 初回の口座振替月で2か月分の保険料（前月分と当月分の保険料）が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円引きとなります。

※ 引落日（月末）が休日の場合は、翌営業日となります。

### 【手続き先】

社会保険事務所に「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」を提出してください。

「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」は、社会保険事務所、役場の町民課年金係、金融機関にあります。

### 問い合わせ

松山西社会保険事務所

国民年金保険料課

☎925-5175

役場町民課年金係

☎985-4106

## 特別障害給付金制度について

### 【新制度】

### 特別障害給付金制度の概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程で生じた特別な事情を考慮し、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月1日創設されました。

### ① 支給の対象となる方

(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者などの配偶者であったが、当時、任意加入して

なかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができない方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、社会保険事務局（社会保険庁）での認定が必要になります。

### ② 支給額

障害基礎年金1級相当に該当する方：平成18年度基本月額49,850円（2級の1/2.5倍）

障害基礎年金2級相当に該当する方：平成18年度基本月額39,880円

○ 支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

○ 本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。

○ 老齢年金、遺族年金、労働補償などを受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

○ 経過の福祉手当を受給されている場合には、当該手当での受給資格は喪失します。

### ③ 請求手続の窓口など

(1) 65歳以上の方へ  
原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、平成17年4月1日時点で65歳を超えている方については、平成22年3月31日まで請求を行うことができます。

また、平成17年4月1日以降から間もなく65歳に達する方についても、65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられます。

### (2) 窓口

請求の窓口は、役場町民課年金係です。

なお、特別障害給付金の審査・認定・支給事務は、社会保険事務局（社会保険庁）が行います。

### 問い合わせ

役場町民課年金係  
☎985-4106

## 介護保険料の天引き（特別徴収）の対象となる年金が拡大されました

これまで、介護保険料の天引き（特別徴収）の対象となる年金は、老齢・退職年金（年額18万円以上受給されている方）とされてきましたが、平成18年10月から、遺族年金、障害年金も対象となりました。今後の介護保険料は年金から天引きされます。

※ 老齢福祉年金についてはこれまでどおり対象となりません。

問い合わせ 役場介護保険課総務管理係 ☎985-4115